## 回 覧

## 『住宅入居者の募集』

下記及び裏面のとおり入居者を募集します。

住	宅	0	D	種	類	町営住宅	町営住宅	町有住宅
団		Ħ	t		名	水の下団地	新小浜団地	丘町住宅
住	宅	の	所	在	地	宮崎町	小 浜 町	丘 町
募		集	住	Ē	宅	○一般世帯向け ○募集する部屋 2号 ○構造等 3DK (鉄筋コンクリート造/平家) 和室6畳2間/洋室4.5畳1間	○一般世帯向け ○募集する部屋 NA-3 , NC-1 , NC-3 , ND-1 ○構造等 3DK ( 木造/平家 ) 和室6畳1間/洋室4.5畳2間	○小世帯向け ○募集する部屋 A棟2号 ○構造等 3DK ( 鉄筋コンクリートブロック造/2階 ) 和室6畳3間
7	λ	居	資	1	各	<ul> <li>○収入基準額 月額所得 ≤ 158,000円</li> <li>○現に住宅に困窮していることが明らかな場合。</li> <li>※入居(同居含)希望者で家屋を所有していない方。</li> <li>○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による 不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員でないこと。</li> </ul>	<ul> <li>○収入基準額 月額所得 ≦ 158,000円</li> <li>○現に住宅に困窮していることが明らかな場合。</li> <li>※入居(同居含)希望者で家屋を所有していない方。</li> <li>○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による 不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員でないこと。</li> </ul>	○現に住宅に困窮していることが明らかな場合。 ※入居(同居含)希望者で家屋を所有していない方。  ○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による 不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員でないこと。  ○小値賀町への定住の意思があること。
家					賃	O最低家賃(月額) 16,000 円 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は収入状況に より決定されます。	O最低家賃(月額) 16,800 円 NA棟 17,000 円 NC棟及びND棟 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は収入状況に より決定されます。	<b>〇家賃(月額) 9,900 円</b> ※本住宅は定額家賃となります。
入		居	期	]	間			
間		Ц	Īχ		図	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	居室・2	1階

住	宅	; (	စ	種	類	町 有 住 宅	町 有 住 宅	
团		j	地		名	斑 住 宅	宮崎町定住促進住宅	申 込 方 法
住	宅	Ø	所	在	地	斑 在	宮 崎 町	
募		集	Æ	È	宅	○一般世帯向け(単身入居可) ○募集する部 1号 、 3号 ○構造等 3K ( 鉄筋コンクリート造/2階 ) 和室6畳1間/洋室4.5畳2間	○一般世帯向け(単身入居可) ○募集する部 A棟1号 ○構造等 3K (鉄筋コンクリート造/2階) 和室6畳1間/洋室6畳2間	申込の際に下記書類を添えて、お申し込み下さい。 ・入居申込書 ・申込調査票
	<b>λ</b>	居	資	ŧ	各	<ul><li>○現に住宅に困窮していることが明らかな場合。</li><li>※入居(同居舎)希望者で家屋を所有していない方。</li><li>○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</li><li>○小値賀町への定住の意思があること。</li></ul>	<ul> <li>○UIターン者で、在住期間が3年に満たないもの。</li> <li>・Uターン者 町内で育ったものが一度島外へ転出し、その後 町へ戻り生活をするもののことをいう。</li> <li>・Iターン者 町外で育ったものが、町へ転入し、生活をするも ののことをいう。</li> <li>○本人及び同居しようとする親族が暴力団員による 不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員でないこと。</li> <li>○小値賀町への定件の意思があること。</li> </ul>	<ul> <li>・同意書</li> <li>・納稅証明書(未納がない証明書)</li> <li>・無資産証明書</li> <li>・マイナンバーがわかるもの</li> </ul> ※入居申込書、申込調査票及びに同意書は 建設課で備えています。 ※税金の未納がない証明書及び無資産証明 書は住民課での発行となります。
家					賃	<b>〇最低家賃(月額) 9,800 円</b> ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は収入状況に より決定されます。	O家賃(月額)       10,000円         ※本住宅は定額家賃となります。	受付期間 令和5年9月15日(金)まで
入		居	Į	A	間		3年以内(町内で安定した生活を築くまでの期間)	
間		I	取		図	1階 2階 2階 7ローリング 金所 8 押入 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 階	(注意事項) ※申し込み者数が、募集戸数よりも多い場合は、選考又は抽選となります。また、住宅及びその敷地内で、犬・猫等の動物を飼育しないことも入居の条件となります。  【連絡先】 小値賀町役場 建設課 建設管理班 TEL 0959-56-3111